

写

21消安第5189号
21生産第3295号
平成21年8月11日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事 } あて

(農林水産省)*消費安全局長
(農林水産省)*生産局長

全国的な日照不足・長雨及び台風第9号による農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

台風第9号により、中国、四国地方から東北地方にかけて大雨となっており、広い範囲で農作物の生育等に影響することが懸念される場所である。

また、7月以降全国的な日照不足の傾向にあり、台風の通過後も気圧の谷の影響で、曇りや雨の日が多く日照の少ない日が続く可能性があるなど、農作物の生育等への影響が懸念されている。

こうした状況を受けて、「平成21年農業技術の基本指針について」（平成21年3月6日公表）及び先日通知した「日照不足、低温及び大雨に対する農作物の技術指導について」（平成21年7月24日付け農林水産省消費・安全局長・生産局長通知）を踏まえつつ、下記の事項に十分留意の上、農作物の被害を最小限に抑え、生育の回復等を図るため適切な対応が行われるよう、〔貴局管内の各県に対し、〕技術指導の徹底を図りたい。

※は、農政局あては除く

[] は、農政局あてのみに記載

記

【共通事項】

- 1 事故防止の観点から、台風接近後におけるほ場の見回り等については、気象情報を十分に確認し、大雨や強風が治まってから行うこと。
- 2 台風通過後の対策として薬剤を使用する際には、ポジティブリスト制度への対応を念頭に、農薬の使用基準を遵守し、周辺への飛散低減対策を講ずるとともに、適時適切な散布に心がけること。

【野菜】

- 1 浸水や冠水等を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努めるとともに、病害虫の発生を防止するため、折損した茎葉の除去と適切な薬剤散布を行うこと。作物が倒伏している場合には、速やかに引き起こし、必要に応じて誘引や結束等で固定すること。
- 2 施設野菜で施設内に水が侵入した場合には、換気を十分に行い土壌の乾燥を図るとともに、施設内の湿度を下げ、病害の発生を防止すること。
- 3 果菜類では、根傷みによる草勢低下を防ぐため、摘果や若どりにより着果負担を軽減すること。
- 4 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。また、被害が著しい場合には、他の品種又は作物に転換することも検討すること。
- 5 曇雨天や日照不足等による生育の遅れや茎葉の軟弱徒長に対しては、気象の推移と生育状況に十分留意して適切な肥培管理に努め、草勢の回復及び病害虫の防除を徹底すること。特に施設栽培においては、曇雨天が続いた後の天候回復に伴う強光による葉や果実の焼け症を防止するため、光量に応じて遮光資材により被覆を行うほか、施設内の換気に努めること。

【水稲】

- 1 日照不足による軟弱徒長気味の生育が見込まれることから、穂肥については葉色、生育診断等に基づき適期適量の施用を徹底すること。特に、今後の気象の見通しやいもち病の発生状況に十分留意し、窒素質肥料の過剰施用を避けること。
- 2 また、葉いもちの適期防除に努めることとし、さらに上位葉への進展が見られる場合には、出穂期を的確に把握して、穂ばらみ期（出穂直前）と穂揃期の防除を確実に実施すること。
- 3 浸水、冠水被害を受けたほ場では、速やかな排水に努め、特に冠水した場合は、少なくとも葉先だけでも水面に出すよう努めること。また、排水後は、白葉枯病等の防除に留意すること。
なお、冠水被害を受けた稲体は水分調節、肥料吸収等の機能が低下していることから、田面の過度な乾燥に注意すること。
- 4 台風通過直後のフェーン現象の発生により稲体の水分含有率が低下し、白穂の発生等が懸念される場合には、通水による水分補給により稲体の活力保持に努めること。
- 5 収穫直前の地域において、稲体の倒伏や穂発芽の発生などにより品質の低下が懸念される場合には、可能な限り速やかに収穫作業を開始するとともに、被害稲については、仕分けを行い、乾燥・調製作業を実施すること。

【大豆等の豆類】

- 1 土壤の多湿状態が長期間継続すると、根系における酸素が不足し、根粒菌の活動が抑えられるため、天候の回復後、排水後のほ場の状況等を勘案し、中耕や培土を実施すること。また、湿害により葉色や生育に不良の症状が見られる場合には、窒素の追肥等により生育量の回復に努めること。
- 2 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、生育遅延や根腐れを引き起こし、日照不足と相まって、病害虫に対する抵抗性が弱まることから、病害虫の発生動向に注意し、適切な防除を行うこと。

【てん菜及びばれいしょ等のいも類】

長雨等で冠水したほ場については、速やかに排水に努めること。また、てん菜の褐斑病、根腐病、黒根病、ばれいしょの疫病の発生は多湿で助長されるので、被害の発生が見られた場合は、発生状況に応じて薬剤散布を行うこと。

【果樹】

- 1 浸水や冠水等を受けた園地においては、速やかな排水を行うとともに、枝、葉及び果実に付着した泥の洗浄に努めること。
- 2 長雨の下では、りんご褐斑病、なし黒星病、ぶどう晩腐病及びかんきつかいよう病等の発生が懸念されるので、発生状況に応じて薬剤散布を行うとともに、伝染源となる罹病葉及び罹病果は除去すること。
- 3 果実肥大や着色の遅れが見られる場合は、着果状況に応じた見直し摘果や的確な着色管理を実施するとともに、果実品質維持のための明きょやマルチ等による排水対策を徹底すること。ただし、マルチ栽培においては、集排水路の確保を必ず行うこと。

【花き】

- 1 浸水や冠水等を受けたほ場においては、速やかな排水に努めるとともに、倒伏した株を早急に立て起こし、茎や花穂の曲がりや防止すること。また、折れた茎葉の除去、適切な薬剤散布等により、病害虫の発生抑制に努めること。
- 2 天候が回復した後、被覆資材、支柱、防虫ネット等の栽培施設や資材の点検及び修復を行うこと。特にキク等の栽培に係る電照・補光関連施設（電球、タイマー等）については、速やかに作動状況の点検を行うこと。
- 3 天候が回復した後は、強日照によりハウス内温度が急上昇し、作物に高温障害を生じやすいので、フィルム巻き上げ等の換気操作を行うこと。

【畜産】

- 1 飼料作物及び稲わら
 - (1) 冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。
 - (2) 生育後期になっている飼料作物は、天候の回復後に収穫を行うこと。また、とうもろこし等の長大作物については、倒伏すると収穫量が減少し、品質が低下するため、倒伏した場合には早めに収穫し、サイレージ調製等を行うこと。
 - (3) 稲わらの収穫を行っている地域においては、天候の回復後、速やかにほ場から搬出して乾燥に努めるとともに、付着した土汚れ等を除去した上で飼料に用いること。

2 家畜

- (1) 天候が回復した後、直ちに畜産施設内及びその周辺の排水を行うこと。また、土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去すること。
- (2) 家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け農林水産省畜産局長通知）に基づき、必要に応じて立入検査の実施、消毒等の適切な発生予防措置の実施に努めるとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底すること。
- (3) 養分の低下した飼料作物や品質の低下した濃厚飼料の給与をする場合にあっては、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。